

令和3年度 神戸港輸出梱包支援事業（概要版）

神戸市港湾局

1. 目的

神戸港の臨海部の事業所で業務を行う梱包事業者（以下「市内梱包事業者」という）に輸出梱包を依頼する際、梱包を行うために必要となる経費を支援することにより、市内梱包事業者の利用促進、港勢の維持拡大を図る。

2. 対象事業

次に掲げるいずれかの事項に該当し、市内梱包事業者を利用して、貨物の梱包を行う事業

- 1)神戸港を利用して新たな貨物（新製品、新たなプロジェクト貨物など）を輸出する
- 2)神戸港を利用して貨物を新たな仕向地へ輸出する
- 3)国内他港を利用して輸出していた貨物を神戸港利用に転換する

*梱包とは貨物の破損の防止や品質維持のため、木箱や鋼製容器及び防湿包装等により、貨物全体を覆い、保護するもの。

3. 対象事業者

荷主 又は 物流事業者（市内梱包事業者を提案した者）
（両者による共同申請も可）

4. 対象経費

市内梱包事業者による貨物の梱包作業に要する経費

5. 補助金の額

対象経費の1/2とし、1事業につき上限2,000千円
ただし1事業者あたりの申請件数は2件までとする。

6. 補助対象期間

令和3年4月1日 ～ 令和4年2月28日

7. 受付期間

令和3年4月22日 ～ 令和4年1月31日

※本事業の予算枠がなくなり次第、受付を終了します。

そのため、申請書の提出前に、事前のご相談をお願いいたします。

■ 事業者の皆様のご質問を基に別紙「FAQ（よくあるお問い合わせ）」を作成致しました。ご不明点がございましたら、是非ご活用ください。

■ 申請書等に関しては、補助金交付要綱 及び 別途掲載の記入例をあらかじめご確認・ご参照の上、作成をお願いします。

【お問い合わせ先】

神戸市中央区港島中町4-1-1ポートアイランドビル7階

神戸市港湾局物流戦略課 一ノ宮・矢部

（メールアドレス） butsuryu_shinsei@office.city.kobe.lg.jp（電話）078-595-6287

■ FAQ（よくあるお問合せ）

Q1：梱包する案件があればどれでも対象になるのか。

A1：**すべてが対象になるわけではありません。**

対象期間内に神戸港を新たに利用する事業が対象となります。例えば、新製品を海外へ輸出する、製品を新たな仕向け地へと輸出する、等です。昨年度以前より神戸港を利用して輸出していた製品を継続して輸出する事業は対象外となります。

Q2：船積みが対象期間内であればいいのか。

A2：**補助対象期間に市内梱包事業者が貨物の梱包を実施したものが対象**となります。

つきましては、申請書、実績報告書内の輸送計画に梱包実施日を記入いただきますようお願い致します。

Q3：対象外となるのはどういった梱包か。

A3：**スキッド梱包やパレット梱包等、貨物全体を保護していない梱包や、段ボール等での簡易的な包装は対象外として**います。

ただし、防湿シートで貨物全体を保護している場合は、スキッド梱包も対象とします。

Q4：請求書を見積書の代わりに添付することは可能か。

A4：**代わりに添付することはできません。**

本事業では、見積書を添付した上で事前に提出する様式第1号（事業計画・補助金交付申請書）と、事業完了後に請求書を添付した上で提出様式第10号（事業実績報告書）の提出が必要です。従って、請求書を見積書の代わりとして、提出することはできません。

Q5：梱包事業者の倉庫までの輸送費やコンテナへのバンニング費は対象となるのか

A5：**輸送費、バンニング費ともに対象外**です。

本事業は梱包作業に要する経費を対象としております。なお、在来貨物の輸出事業であれば、別途「神戸港在来貨物集貨促進事業」や「神戸港内2次輸送支援事業」の対象となる場合がございますので、ご確認ください。

Q6：自社の見積書を添付して申請できるのか

A6：**申請者と見積書・請求書の発行者が同一の場合は受け付けできません。**

Q7：最終荷姿がコンテナでも申請可能なのか。

A7：**最終荷姿がコンテナであっても、補助対象となる貨物の梱包が生じる場合は、対象となります。**

Q8：写真等の資料は必要か。

A8：**梱包を行う貨物の外観が分かる資料、製品が梱包された状態が分かる資料の添付が必要です。**

①補助申請時：様式第1号（事業計画・補助金交付申請書）に、梱包される前の輸出される製品がどういったものか分かるような外観の写真やカタログ等の添付が必要です。

②事業完了後：様式第10号（事業実績報告書）にて、製品が梱包された状態の写真等の添付が必要です。

Q9：複数回に分けて輸出するプロジェクトがあるが、輸出の都度申請しなければならないのか。

A9：**同一プロジェクト（事業）であれば、申請は1度のみです。**

Q10：今年輸出するプロジェクトがあるが、見積書はまだもらっていない。概算で申請可能か。

A10：**概算では申請を受け付けかねます。**

物流事業者や梱包事業者からの見積書をもって、具体的な申請金額を確認させていただいております。

Q11：見積書に必要な項目は何か。

A11：**梱包作業に要する費用に加え、複数回梱包を行う場合等は、どの作業・どの案件の見積書であるか確認できるような記載をお願いします。**

また、事業完了後に添付が必要な請求書に関しても、対応する見積書Noなどを記載する等、事前に提出した見積書に対応していることが確認できるものを提出してください。

Q12：必要な書類は何か

A12：**申請時には様式第1号（事業計画・補助金等交付申請書）、第2号（会社概要・役員名簿）、第3号（誓約書）の提出が必要です。**

申請をご検討されている事業がございましたら、申請書類を送付いただく前に、まずは電子メール又はお電話にてご相談ください。